

ID: 5194

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	施行者の変動による規約の認可		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第51条第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第51条第3項の規定による。 (施行者の変動) 第51条 3 1人で施行するマンション再生事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション再生事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション再生事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日